

〔 平成18年 9 月 6 日 審査委員会 議決
日本司法支援センター 審査委員会
(変更) 平成24年 4 月13日 審査委員会 議決
(変更) 令和 4 年 3 月11日 審査委員会 議決
(変更) 令和 6 年 3 月 8 日 審査委員会 議決 〕

審査委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、法律事務取扱規程第16条に基づき、審査委員会の議事の手続その他審査委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議決事項)

第2条 審査委員会は、綜合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第29条第8項（東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号。以下「震災特例法」という。）第5条及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）第4条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、次に掲げる事項について審議し、議決する。

一 契約弁護士等（日本司法支援センター（以下「センター」という。）との間で、支援法第30条、震災特例法第3条第1項各号又は特定不法行為等被害者特例法第3条第1項各号に規定するセンターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の

措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項

二 法律事務取扱規程の変更に関する事項

2 審査委員会は、委員長の判断により、会の運営、その他前項に関連する事項について、審議し、議決することができる。

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は審査委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては理事長が招集する。

2 審査委員会の招集は、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した通知書を会日の7日前までに発送して行う。ただし、特別の事情があるときは、その期間を短縮し、又は文書によらないで行うことができる。

(議事)

第5条 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査委員会の会議は公開しない。

3 審査委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決する。

4 審査委員会の会議については発言者を顕名とする議事録を作成する。

5 前項の議事録は、議決日の属する年を初年度として、4年度目の年度末まで公開する。ただし、下記の事項の議事録は公開しない。

一 第2条第1項第1号に定める措置に関する審議及び議決

二 契約弁護士等が個人として識別される情報(除斥)

第6条 審査委員会の委員は、措置の対象となる契約弁護士等が、委員本人、その配偶者又は三親等以内の親族である事案の審査から除斥される。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、審査委員会は除斥の決定を行うものとする。

3 第1項に規定する委員は、前項の決定に関与することができない。

(忌避)

第7条 審査委員会の委員に前条第1項に規定する事由があるとき又は審査の公正を害するおそれのある事情があるときは、措置の対象となる契約弁護士等は、当該委員について忌避の申立てをすることができる。

2 審査委員会は、前項に基づく忌避の申立てに対し、速やかに決定しなければならない。

3 第1項に規定する委員は、前項の決定に関与することができない。

(回避)

第8条 審査委員会の委員は、前条第1項に規定する事由があると思料するときは、回避することができる。

(理事長による調査等)

第9条 理事長は、法律事務取扱規程第9条第1項に基づく意見を付するため必要と認めるときは、必要な調査を行うことができる。

2 理事長は、前項に基づき、地方事務所長その他適当な職員に調査を行わせ、措置の当否に関する意見を付して調査結果を報告させることができる。

3 地方事務所長は、前項に基づいて調査を行うときは、当該契約弁護士等の所属する弁護士会、司法書士会その他隣接法律専門職者団体に対し、調査を依頼し、又は意見を求めることができる。

4 地方事務所長は、第2項に基づき、措置を相当とする旨の意見を付して調査結果を理事長に報告するときは、措置の対象となる契約弁護士等の所属する弁護士会、司法書士会その他隣接法律専門職者団体に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(審査委員会による調査等)

第10条 審査委員会は、審議に必要と認めるときは、日本弁護士連合会、

日本司法書士会連合会その他の団体又は個人に対して、資料の提出、説明その他必要な調査について協力を依頼し、又は意見を求めることができる。

- 2 審査委員会は、前項に基づき、理事長に対して必要な調査等を求めることができる。

（付議手続）

第 11 条 理事長は、審査委員会の審議に付するときは、付議番号を記載し、必要な資料を添付した審議事項書を委員長に提出するものとする。

- 2 理事長は、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる事項について審査委員会に付議するときは、審議事項書に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 措置の対象となる契約弁護士等の氏名、事務所所在地、所属する法律専門職者団体の名称、一般契約弁護士等又は勤務契約弁護士等の別

- 二 苦情の内容又は措置の対象となるべき事由

- 三 措置の当否及び措置を相当とするときにあってはそのとるべき措置の内容に関する意見

- 3 理事長は、第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる事項について審査委員会に付議するときは、審議事項書に法律事務取扱規程の変更の内容及び理由を記載するものとする。

（意見を述べる機会の付与）

第 12 条 審査委員会は、法律事務取扱規程第 13 条第 3 項に基づいて措置の対象となる契約弁護士等に意見を述べる機会を与えるときは、その契約弁護士等がセンターに届け出た事務所又は住所に宛てて、配達証明取扱の書留郵便により、意見を述べる機会を与える旨の通知文書を発送する方法によって行うものとする。

- 2 前項の方法による通知ができないときは、センターが通知文書を保管し、いつでも措置の対象となる契約弁護士等に交付する旨をセンター本部の掲示場に掲示するとともに、措置の対象となる契約弁護士等の所属する弁護士会、司法書士会その他隣接法律専門職者団体に対しその旨を通知

するものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、法律事務取扱規程第13条第3項ただし書に該当するものとして取り扱う。

3 措置の対象となる契約弁護士等は、弁護士を代理人に選任することができる。

4 措置の対象となる契約弁護士等は、審査委員会の許可を得て、弁護士以外の者を代理人に選任することができる。

(議決書)

第13条 審査委員会は、第2条第1項第1号に掲げる事項について議決書を作成するときは、次に掲げる事項を記載し、委員長及び議決に加わった委員がこれに署名押印しなければならない。

一 付議番号

二 措置の対象となる契約弁護士等の氏名、事務所所在地、所属する法律専門職者団体の名称、一般契約弁護士等又は勤務契約弁護士等の別

三 措置に関する決定事項

四 理由

五 議決の年月日

2 審査委員会は、第2条第1項第2号に掲げる事項について議決書を作成するときは、次に掲げる事項を記載し、委員長及び議決に加わった委員がこれに署名しなければならない。

一 付議番号

二 議決の内容

三 議決の年月日 3 審査委員会は、第1項及び第2項の議決をしたときは、速やかに、議決書を添えて、理事長に報告するものとする。

(細則)

第14条 審査委員会は、この規程に定めのない事項について細則を設けることができる。

(庶務)

第 15 条 審査委員会の庶務は、センター本部事務所において処理する。

(改正手続)

第 16 条 この規程の改正は、審査委員会の議決により行う。

(効力の始期)

附 則

この規程は、審査委員会による議決のあった日から効力を有する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から効力を有する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から効力を有する。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から効力を有する。